

「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」についての意見

平成 14 年 3 月 15 日

厚生年金基金連合会

1. 考え方

厚生年金保険法附則第 30 条第 1 項の規定は過去期間分の返上施行後も適用されるので、日本公認会計士協会「退職給付会計に係る実務指針（中間報告）」（平成 13 年 12 月 10 日改正）（以下「実務指針」という。）において経過措置とされた会計処理は、過去期間分返上が施行されるまでの経過措置ではなく、恒久措置である。

また、厚生年金保険法附則第 30 条第 1 項の規定は、解散する厚生年金基金にも適用され、代行返上と全く同様に、代行部分について将来分支給義務が免除される。このような厚生年金基金についても、「実務指針」における会計処理と同じ考え方で会計処理することが適当である。

更に、代行返上しようとする基金、解散しようとする基金、それ以外の基金について、厚生年金保険法に基づく代行部分の財政処理においては何ら差がない。

したがって、すべての厚生年金基金について、代行部分の退職給付債務は最低責任準備金とするよう早急に是正すべきである。

また、厚生年金基金制度はわが国固有の制度であること、意見書公表後の退職給付制度を巡り大きな状況変化があったこと、アメリカに上場している日本企業に対する確定給付企業年金法の適用に関しアメリカにおける会計上の扱いが明確になっていないことなどを踏まえ、貴委員会において、厚生年金基金の会計処理について早急に検討が行われるようお願いしたい。

2. 新しい質問事項とその回答の追加

以上のような観点から、実務指針および適用指針の内容について、下記の事項についての質問及び回答を追加することとされたい。

(1) 厚生年金保険法附則第30条第1項の規定により代行部分について将来分支給義務免除の認可を受けたあと解散しようとする厚生年金基金の代行部分の会計処理について、日本公認会計士協会「退職給付会計に係る実務指針（中間報告）」（平成13年12月10日改正）の第47－2項と同様の会計処理を適用することができること

(2) 厚生年金基金から確定給付企業年金への移行（過去期間分の返還）施行後においても、将来分の支給義務免除の認可を受けた場合は、実務指針第47－2項の会計処理を行うことができること

(3) すべての厚生年金基金について、企業の負っている債務の実態をより客観的かつ的確に反映するため、代行部分の退職給付債務は最低責任準備金で評価するよう、早急に会計基準の見直しの検討が行われること

以上